

○ 労働基準法第十四条第一項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準（平成十五年厚生労働省告示第三百五十六号）改正案
（たたき台・新旧対照条文）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
労働基準法第十四条第一項第一号に規定する専門的知識等であつて高度のものは、次の各号のいずれかに該当する者が有する専門的な知識、技術又は経験とする。 一・二（略） 三 情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）第七条に規定する情報処理技術者試験の区分のうちＩＴストラテジスト試験に合格した者若しくは情報処理技術者試験規則等の一部を改正する省令（平成十九年経済産業省令第七十九号）第二条の規定による改正前の当該区分のうちシステムアナリスト試験に合格した者又はアクチュアリーに関する資格試験（保険業法（平成七年法律第五号）第二百二十二条の二第二項の規定により指定された法人が行う保険数理及び年金数理に関する試験をいう。）に合格した者 四 特許法（昭和三十四年法律第二百一十一号）第二条第二項に規定する特許発明の発明者、意匠法（昭和三十四年法律第二百二十五号）<u>第二条第四項に規定する登録意匠を創作した者又は種苗法（平成十年法律第八十三号）第二十条第一項に規定する登録品種を育成した者</u> 五・六（略）	労働基準法第十四条第一項第一号に規定する専門的知識等であつて高度のものは、次の各号のいずれかに該当する者が有する専門的な知識、技術又は経験とする。 一・二（略） 三 情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）第七条に規定する情報処理技術者試験の区分のうちシステムアナリスト試験に合格した者又はアクチュアリーに関する資格試験（保険業法（平成七年法律第五号）第二百二十二条の二第二項の規定により指定された法人が行う保険数理及び年金数理に関する試験をいう。）に合格した者 四 特許法（昭和三十四年法律第二百一十一号）第二条第二項に規定する特許発明の発明者、意匠法（昭和三十四年法律第二百二十五号）<u>第二条第二項に規定する登録意匠を創作した者又は種苗法（平成十年法律第八十三号）第二十条第一項に規定する登録品種を育成した者</u> 五・六（略）